

平成22年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成22年9月22日(水)

議事日程(第5号)

平成22年9月22日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第43号ないし議案第73号  
請願第6号ないし請願第7号
- 日程第 2 議案第74号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて  
議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて  
議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議員提案第6号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の  
存続を求める意見書の提出について
- 日程第 4 議員派遣について
- 日程第 5 所管事務調査について
- 追加日程 議員提案第7号 選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書の  
提出について  
議員提案第8号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第74号ないし議案第76号(提案理由説明・採決)
- 日程第 3 議員提案第6号(提案理由説明・討論・採決)
- 日程第 4 議員派遣(採決)
- 日程第 5 所管事務調査について(採決)
- 追加日程 議員提案第7号(提案理由説明・討論・採決)  
議員提案第8号(提案理由説明・採決)

出席議員

|     |         |     |          |
|-----|---------|-----|----------|
| 議長  | 茅根 猛 君  | 副議長 | 山口 恒男 君  |
| 1番  | 藤田 謙二 君 | 2番  | 赤堀 平二郎 君 |
| 3番  | 木村 郁郎 君 | 4番  | 深谷 渉 君   |
| 5番  | 鈴木 二郎 君 | 6番  | 平山 晶邦 君  |
| 7番  | 益子 慎哉 君 | 8番  | 菊池 伸也 君  |
| 9番  | 深谷 秀峰 君 | 10番 | 高星 勝幸 君  |
| 11番 | 荒井 康夫 君 | 12番 | 成井 小太郎 君 |

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 14番 | 片野宗隆君 | 15番 | 福地正文君 |
| 17番 | 川又照雄君 | 18番 | 後藤守君  |
| 19番 | 黒沢義久君 | 20番 | 沢畠亮君  |
| 21番 | 高木将君  | 22番 | 宇野隆子君 |

説明のため出席した者

|        |        |        |       |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長     | 大久保太一君 | 副市長    | 梅原勤君  |
| 教育長    | 中原一博君  | 総務部長   | 大森茂樹君 |
| 市民生活部長 | 豊田紀雄君  | 保健福祉部長 | 安田隆君  |
| 産業部長   | 江幡治君   | 建設部長   | 菊池拓夫君 |
| 会計管理者  | 岡部芳雄君  | 水道部長   | 大和田猛君 |
| 消防長    | 菊池勝美君  | 教育次長   | 川上明文君 |
| 秘書課長   | 宇野智明君  | 総務課長   | 山崎修一君 |
| 監査委員   | 中村弘君   |        |       |

事務局職員出席者

|         |       |          |       |
|---------|-------|----------|-------|
| 事務局長    | 時野谷 彰 | 副参事兼総務係長 | 吉成 賢一 |
| 主査兼議事係長 | 関 勝 則 |          |       |

午前10時開議

議長（茅根猛君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

議長（茅根猛君） 日程第1，委員長報告を行います。

議案第43号から議案第73号並びに請願第6号から請願第7号まで、以上33件を一括議題として、各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長及び決算特別委員長の報告を求めます。

総務委員長益子慎哉君の報告を求めます。7番益子慎哉君。

〔総務委員長 益子慎哉君登壇〕

総務委員長（益子慎哉君） おはようございます。

総務委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成22年第4回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議案第46号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第47号常陸太田市過疎地域自立促進計画について、原案可決すべきものと決定。

議案第63号平成22年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、報告します。議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

議長（茅根猛君） 次、文教民生委員長深谷秀峰君の報告を求めます。9番深谷秀峰君。

〔文教民生委員長 深谷秀峰君登壇〕

文教民生委員長（深谷秀峰君） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成22年第4回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条及び136条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第43号常陸太田市霊園墓地の設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第64号平成22年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第65号平成22年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第66号平成22年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第67号平成22年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

請願第6号選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書提出に関する請願、採択すべきものと決定。

請願第7号子宮頸がんの予防措置実施の推進に関する請願、採択すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

議長（茅根猛君） 次、産業建設委員長高星勝幸君の報告を求めます。10番高星勝幸君。

〔産業建設委員長 高星勝幸君登壇〕

産業建設委員長（高星勝幸君） 産業建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成22年第4回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第44号常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第45号常陸太田市地域下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第48号常陸太田市道路線の廃止について，原案可決すべきものと決定。

議案第49号常陸太田市道路線の変更について，原案可決すべきものと決定。

議案第50号常陸太田市道路線の認定について，原案可決すべきものと決定。

議案第68号平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第69号平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について，原案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして，議案第70号平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第71号平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第72号平成22年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）について，原案可決すべきものと決定。

議案第73号平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について，原案可決すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 次，決算特別委員長益子慎哉君の報告を求めます。7番益子慎哉君。

〔決算特別委員長 益子慎哉君登壇〕

決算特別委員長（益子慎哉君） 決算特別委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成22年第4回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第51号平成21年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について，原案認定すべきものと決定。

議案第52号平成21年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について，原案認定すべきものと決定。

議案第53号平成21年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について，原案認定すべきものと決定。

議案第54号平成21年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について，原案認定すべきものと決定。

議案第 55 号平成 21 年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第 56 号平成 21 年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第 57 号平成 21 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第 58 号平成 21 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第 59 号平成 21 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第 60 号平成 21 年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第 61 号平成 21 年度常陸太田市水道事業会計決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第 62 号平成 21 年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定について、原案認定すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

22 番宇野隆子君。

〔 22 番 宇野隆子君登壇 〕

22 番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。ただいま文教民生委員長より報告されました請願第 6 号選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書提出に関する請願、「採択すべきものと決定」ということで報告がありましたけれども、これは改選前の 3 月の議会の際に、請願代表者が日本会議茨城常陸太田支部、支部長大森博様ということで出されておりました、否決されております。6 カ月後に新しい議会になったわけですが、その中で、請願を求める内容としては、選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書と、これは全く 3 月議会と同じですが、請願の趣旨については若干内容が変わっておりまして、この中でお伺いしたいことは、委員会でどのような審査がされたのかということです。

その 1 つには、この請願の趣旨の中に、選択的夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、それから、離婚が増えるというようなこと、離婚が容易にできる社会の形成が作られるということも書かれております。また、一部の働く女性から旧姓使用を求める声もありますが、これは民法を改正する必要はなく、各分野の運用面での対応等で解決を図ることができると、このようなことで、私はこうした 3 点がこの請願趣旨の中では問題かなと思っておりますけれども、この点について、どのような内容が審査されて、そして採択されたのか、委員長に

お伺いをいたします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。9番深谷秀峰君。

〔文教民生委員長 深谷秀峰君登壇〕

文教民生委員長（深谷秀峰君） 文教民生委員会で審査されました選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書提出に関する請願についての審査内容についてご報告いたします。

今回の請願については、3月定例会に出された請願の再提出ということでありました。今、ご発言にあったように、内容を十分に精査しての再提出ということであります。文教民生委員会の中で出された意見を簡単に要約してご報告したいと思います。

まず、夫婦の婚姻における姓の選択という面では、「これまで日本の文化の中で培われてきた同姓であるべき」という意見が出されました。また、反対意見としては、「各種世論調査で賛否が拮抗している状況の中で、継続審査にはいかがなものか」という意見も出されました。また、「政府与野党間の中でも意見が分かれている状況の中で、地方議会としてしっかりと政府に対して意見書を提出すべきだ」という意見も出されました。それらの意見をもとに十分に審査した結果、採択すべきものに賛成の者が4名ということで結果を得た次第であります。

以上、ご報告いたします。

議長（茅根猛君） 22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） ただいま委員長より審査内容について、「簡潔に報告します」ということで、非常に簡潔な内容で報告をいただきましたけれども、いろいろ意見が分かるところで大事な点が、こういう「選択的」ですから今のとおりでもいいわけですよ。選択したくない方はそのままでもいいわけです。これを求めるのは「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正はだめだ」と、「反対を求める意見書を国に提出してほしい」と。だから、「選択して夫婦で別姓をしてもいいのではないかと、こういう声もたくさん出ているわけです。ですから、各種世論調査でも賛否が拮抗していると先ほどお話にもありましたけれども、離婚が容易にできる社会の形成につながるのか、それから、夫婦の一体感の希薄化になるんだとか、それから、働く女性が旧姓使用を求めているような問題を受けていて、それでも各分野の運用面でこれは対応できるんだという内容についての請願の趣旨、これらについてはどのように話が出されたのか、もう一度説明をいただきたいと思います。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。9番深谷秀峰君。

〔文教民生委員長 深谷秀峰君登壇〕

文教民生委員長（深谷秀峰君） ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほど答弁の中でも申しましたとおり、賛成という立場をとられた4名の方の意見といたしますのは、「やはり同姓が望ましい」という意見でありました。たとえ選択的であるということでもやはり今の民法は改正すべきではないと、そういう意見が出されたこと承知しております。

以上です。

議長（茅根猛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第51号、議案第52号、議案第55号、議案第62号、議案第72号、請願第6号、以上9件について討論の通告がありますので、発言を許します。

22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第51号平成21年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定についてを初め、議案第43号、44号、45号、議案第52号国民健康保険特別会計、議案第55号介護保険特別会計、議案第62号工業用水道事業会計の決算認定について、議案第72号、以上議案8件と請願第6号選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書提出に関する請願の採択について、反対の立場で討論を行います。

国の構造改革によって所得格差が広がり、市民生活の困難が続きました。行政が第一に行うべきことは、市民生活を守るための最大限の努力です。市民は国民健康保険税や介護保険の負担軽減、子育て支援の拡充、障害者施策の充実、安心して住むことができるまちづくりなどを求めています。

平成21年度決算で、実質収支額で7億500万円、実質単年度収支で4億9,000万円の黒字決算となりました。問題は、景気悪化や貧困と格差の広がりの中で、市民の暮らしや福祉、教育をどう守ってきたのか、国や県が住民の暮らしを切り捨てる施策を進めている中で、常陸太田市が防波堤となって一歩でも二歩でも住民の暮らしを守る努力を精いっぱい行ったかという点において、各種事業の執行率や不用額では6億2,380万円と、平成20年度と比較すると増減では2億5,437万円の増となり、公共事業への入札における低額入札の差金なども不用額に上げられておりますが、住民の暮らしを守る財源の有効な活用を求めるものです。不十分な医療や介護制度を補う市独自の支援策は作られず、急増する生活困窮者への支援策、雇用対策についても最大の努力を求めるものです。

高齢者福祉についてです。新規事業として行われた紙おむつ購入費助成事業は、在宅で寝たきりの要介護者や認知症の高齢者に限定しないで対象を広げて負担軽減すべきです。在宅重度要介護者高齢者介護慰労金についても、これまでも要望してきましたが、介護慰労金の枠を要介護1から2を介護されている方々に対しても、その労をねぎらい励ましていくことができるように対象者の枠を広げる改善を求めます。

公共交通の市民バスの1乗車200円の負担も、高齢者がお金の心配をしないで気兼ねなく利用していただくことが高齢者の方々の健康にもつながり、商店の活性化にもつながります。

市町村合併後から続けられております職員の削減は、市民サービスを後退させました。多様な

雇用形態の名で、パートや非常勤職員などで対応し、職員削減を業務の民営化と一体で進めていることについても行政の公的責任から見て問題があり見直しを求めます。

教育については、市民生活の混乱が子どもたちへの進路や教育にも大きな影響を与えています。就学援助助成制度の拡充などによる保護者負担の軽減を進めるべきであるにもかかわらず、具体的な対策をしなかったことも問題です。

次に、国民健康保険特別会計についてです。国保税は収入に比べて個人の支払い能力を超えた余りにも高過ぎる保険税の負担となっております。支払準備基金の決算年度末の現在高が6億4,900万円にも上っており、平成22年度の基金の見込額がプラスされれば、基金保有額は多額に上ります。高過ぎる国保税を引き下げてほしいという市民の声は切実です。払いたくても払えない人や滞納すればペナルティが課せられ短期保険証資格証明書が発行されます。市民の医療を受ける機会を奪う資格証の発行はやめるべきです。基金の取り崩し、一般会計からの繰り入れによって高過ぎる保険税の引き下げを行い、市民が払いやすい金額にすべきです。

後期高齢者医療特別会計については、これまでも述べてきたとおり制度自体に問題があります。一刻も早い廃止を求めるものです。

次に、介護保険特別会計についてです。特別養護老人ホームの待機者の問題です。在宅で70名、グループホームや病院に140名、合わせて200名を超える待機者がおります。深刻な施設不足の解消へ真正面から取り組むべきではないでしょうか。また、65歳以上の所得のない市民からも保険料を徴収し、月1万5,000円の年金からも天引きする介護保険料の引き下げを求める多くの市民の声が寄せられています。支払準備基金の決算年度末現在高は、5億7,400万円にもなっています。引き下げを求める市民の声に応えるべきではないでしょうか。地域包括支援センターもサブセンターではなくきちんと専門の職員を配置していくことを求めます。

次に、工業用水道事業会計についてです。依然として給水事業者数は4社であり、一般会計からの2,600万円の繰り入れをする中で事業が成り立っており、企業会計としては認められません。

議案第43号常陸太田市霊園墓地の設置及び管理に関する条例の制定についてです。常陸太田地区、金砂郷地区、水府地区、里美地区の4地区の墓地の設完条例に基づいて運営されてきましたが、これらを廃止して4地区をまとめて、提案理由にあるように一体的な整備及び管理を図るために本条例が新しく提案されましたけれども、管理料については4地区がばらばらで、本条例の管理料の積算根拠について私も議案質疑を行いました。里美地区においては大幅な引き上げになり、市町村合併の「負担は低いほうに」に対してほど遠く、この値上げは認められません。

議案第44号常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第45号常陸太田市地域下水道の設置及び管理に関する条例について、2議案とも使用料の見直しを行い、市町村合併後の統一を図る条例ですが、それぞれ水道の使用水量に基づく従量制にしたこと自体はいいと思いますけれども、使用料の額については、両議案とも超過料金については1立方メートル当たりの料金設定が高く、若干引き下げになる方々もおりますが、全体として公共料金の値上げとなり認められません。

議案第72号平成22年度水道事業会計補正予算についてです。総係費の委託料，当初予算5,006万9,000円に，今回2,336万4,000円の補正をして7,343万3,000円とするものです。私は，1つはなぜ当初予算で組めなかったのか。また，5年間のランニングコストが安いからと，このような幾つかの点によって新しく大崎データテックに決まりましたが，執行部の説明が質問に対して明確でなく疑問を持ちました。今後きちんと説明ができるように努力をしてほしいと思います。

請願第6号選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書提出について，反対討論を行います。

先ほども文教民生委員長に質問をいたしましたけれども，私は，この請願の趣旨の中で，選択的夫婦別姓が家族のきずなを崩壊させかねないとしている，しかし夫婦同姓に基づく現行の家族制度のもとでも家族の崩壊現象は起きており，これは何の根拠もないことは明確です。家族のきずなは同姓によってではなく，互いの人格を認め合い，愛情と連帯感で支え合う相互の思いやりでこそ維持されるものではないでしょうか。

2つ目に，法律上は姓の変更は男女同権とされながら，結婚を機に96%もの女性が夫の姓へ変更している実態は異常と言わざるを得ません。本来，個人の姓名はその人の人生そのものを示すものであり，かけがえのないものであります。結婚を機に夫婦となるどちらかがその姓の変更を迫られることを理不尽なものと考えすることは当然の感情であり，否定されるべきものではありません。民法を変えなくても「通称使用で十分」との意見がありますが，改姓したものの痛みや不利益にこれは思い至らないものです。

また3つ目に，民法改正案は「希望すれば結婚後も夫婦別姓を認める」という，あくまでも「選択制」であり，夫婦同姓にしたい人まで別姓を強要するものではありません。法律で夫婦同姓を強制することは，世界的にもその流れに逆行していると思います。選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書提出に対しては，議員の皆さんの採択に対する反対の同意をお願いいたします。

以上，議案につきまして反対の意見を述べまして私の討論といたします。

議長（茅根猛君） 以上で討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第43号常陸太田市霊園墓地の設置及び管理に関する条例の制定については，委員長報告のとおり，原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって，議案第43号については，原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第44号常陸太田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につい

ては、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第44号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第45号常陸太田市地域下水道の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第45号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第46号常陸太田市火災予防条例の一部改正について、議案第47号常陸太田市過疎地域自立促進計画について、議案第48号常陸太田市道路線の廃止について、議案第49号常陸太田市道路線の変更について、議案第50号常陸太田市道路線の認定について、以上5件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第50号まで、以上5件については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第51号平成21年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第51号については、原案認定することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第52号平成21年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第52号については、原案認定することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第53号平成21年度常陸太田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号平成21年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件については、委員長報告のとおり、原案認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号、議案第54号については、原案認定することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第55号平成21年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第55号については、原案認定することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第56号平成21年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号平成21年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号平成21年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号平成21年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号平成21年度常陸太田市宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号平成21年度常陸太田市水道事業会計決算認定について、以上6件については、委員長報告のとおり、原案認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第61号まで、以上6件については、原案認定することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第62号平成21年度常陸太田市工業用水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第62号については、原案認定することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第63号平成22年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について、議案第64号平成22年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第65号平成2

2年度常陸太田市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、議案第66号平成22年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第67号平成22年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第68号平成22年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第69号平成22年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第70号平成22年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第71号平成22年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、以上9件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第71号まで、以上9件については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議案第72号平成22年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議案第72号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第73号平成22年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号については原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

請願第6号選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書提出に関する請願については、委員長報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、請願第6号については、採択することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

請願第7号子宮頸がんの予防措置実施の推進に関する請願については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、請願第7号については、採択することに決しました。

日程第2 議案第74号ないし議案第76号

議長（茅根猛君） 次、日程第2、議案第74号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、議案第75号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、議案第76号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、以上3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 人事案件につきまして、お手元に配付させていただきました議案書によりましてご提案を申し上げます。

初めに、議案第74号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成22年9月22日提出、常陸太田市長名。

記といたしまして、住所、常陸太田市下高倉町2578番地。氏名、荷見紀世美。生年月日、昭和25年2月6日。

提案理由でございますが、人権擁護委員荷見紀世美氏が、平成22年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員の候補者を推薦するためご提案申し上げます。

次ページに荷見紀世美氏の略歴について掲載してございますが、荷見氏につきましては、平成10年12月より人権擁護委員を務めていただいております、再任でございますのでご参照いただきたいと思います。

次に、議案第75号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成22年9月22日提出、常陸太田市長名でございます。

記といたしまして、住所、常陸太田市西染町825番地。氏名、大須賀治。生年月日、昭和21年1月8日。

提案理由でございますが、人権擁護委員の大須賀治氏が、平成22年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員の候補者を推薦するためご提案するものでございます。

次ページに大須賀治氏の略歴について記載をしてございます。大須賀氏につきましても、平成20年1月より人権擁護委員として務めていただいております、再任でございますのでご参照いただきたいと思います。

次に、議案第76号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の

同意を求めるものでございます。平成22年9月22日提出，常陸太田市長名。

記といたしまして，住所，常陸太田市小妻町921番地。氏名，豊田洋子。生年月日，昭和23年6月2日でございます。

提案理由でございますが，人権擁護委員中野千恵氏が，平成22年12月31日をもって任期満了となりますので，その後任委員の候補者を推薦するためご提案するものでございます。

次ページに豊田洋子氏の略歴について記してございます。豊田洋子氏につきましては，新任でご提案申し上げるわけでございますが，昭和46年4月に旧里美村の事務吏員として務めていただきまして，その後里美幼稚園長，あるいは合併によりまして常陸太田市事務吏員，そして昭和21年3月に市職員を退職しております。その後，平成21年4月から常陸太田市の家庭相談員並びに市青少年相談員を務めていただいております。同年6月からは常陸太田市社会教育委員を務めていただいております。

以上，ご提案申し上げまして，ご同意のほどよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので，これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第74号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては，原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって，議案第74号については，原案同意することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第75号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては，原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって，議案第75号については，原案同意することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

議案第76号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号については、原案同意することに決しました。

### 日程第3 議員提案第6号

議長（茅根猛君） 次、日程第3、議員提案第6号安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。17番川又照雄君。

〔17番 川又照雄君登壇〕

17番（川又照雄君） お許しをいただきましたので、議員提案第6号について、配付された文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第6号安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、国及び関係機関に意見書を提出するものとする。平成22年9月22日提出。提出者、常陸太田市議会議員川又照雄。賛成者、常陸太田市議会議員荒井康夫、同じく高木将、同じく後藤守、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰、同じく菊池伸也、同じく益子慎哉。

提案理由、国及び関係機関においては、国民の安心・安全な暮らしを実現するため、国土交通省の地方出先機関を今後も存続できるよう意見書をもって要望するものである。

次のページに参ります。安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書（案）。

政府は、平成22年6月22日「地域主権戦略大綱」を閣議決定した。主な内容は、地域主権改革、基礎自治体への権限委譲、ひも付き補助金の一括交付金化、直轄事業負担金の廃止、道州制の検討などとなっている。

「地域主権改革」でいう地方自治体への移譲では、次のような問題がある。地方整備局が管理している一級河川や国道は、各都道府県域を越え、「河川はらんによる広域的甚大な被害の防止」「物流ネットワークの維持」など、一部にでも欠陥があれば広域的に影響が及ぶものであり、都道府県間で利害の異なる社会資本の整備、管理や大規模災害の際の都道府県域を越えた迅速かつ一体的な防災、危機管理体制の確保等は、国の出先機関でなくては実施できないと考えられ、また、国の直轄事業は、基本的に「建設国債」で賄うこと、さらに日本の公共施設は今後大きく改修が必要な時期を迎えることとなり、地方財政を一層圧迫することとなる。住民自治、国と地方の適切な役割分担、財源とその配分、人など改善すべき課題はたくさんあると認識しているが、「憲法」第25条では、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上、増進を国の社会的使命としていることから、国民の安心・安全を守る社会資本の整備、管理は、国が責任を持って実施する

のが憲法上の責務であると考え。よって、国及び関係機関においては、国民の安心・安全な暮らしを実現するため、下記の4点について強く要望する。

記。

1、「地域主権」「道州制導入」については、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。

2、財源、国民負担、負担割合などは、議論する過程でその内容を地域ごとに明らかにすること。

3、現在、国で整備管理している道路、河川行政は、国の責任を明確にし、安易な地方整備局、事務所、出張所の廃止や地方移譲は行わないこと。

4、国民生活に視点を当てた行政の民主化への転換を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成22年9月22日、常陸太田市議会。提出先は内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、茨城県知事あてとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議員提案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

2番赤堀平二郎君。

〔2番 赤堀平二郎君登壇〕

2番（赤堀平二郎君） 2番民主党の赤堀平二郎でございます。議員提案第6号安心・安全な国民生活実現のための国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出につきまして、民主党赤堀平二郎の意見を述べさせていただきます。

提出されました意見書は、人、物、金、財源と権限を霞が関中央から地方へ移し、地域独自の

地域づくりと、小泉内閣によってなされました三位一体の改革なるものによって疲弊した地方、地域の再生活活性化を推進していこうとする我が党の主張する地域主権の確立とは相容れません。霞が関中央の持つ既得権擁護につながるものであり、また、二重行政の排除、公務員制度改革、行政改革にも逆行するものであり、賛意を表するわけにはまいりません。議員提案第6号につきましては、赤堀平二郎、反対を表明させていただきます。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 以上で討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議員提案第6号安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書の提出については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議員提案第6号については、原案可決することに決しました。

日程第4 議員派遣について

議長（茅根猛君） 次、日程第4、お手元に配付してあります議員派遣についてを議題といたします。

議長（茅根猛君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第12項及び会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしてありますとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付いたしてありますとおりに決しました。

日程第5 所管事務調査について

議長（茅根猛君） 次、日程第5、所管事務調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしてありますとおり、総務委員会、文教民生委員会、産業建設委員会、議会運営委員会から、それぞれ閉会中の事務調査の申し出がありました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

各委員会の申し出のとおり、決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会の申し出のとおり決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま議員提案第7号選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第7号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第7号

議長（茅根猛君） 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

議長（茅根猛君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。9番深谷秀峰君。

〔9番 深谷秀峰君登壇〕

9番（深谷秀峰君） 議員提案第7号について、配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第7号選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成22年9月22日提出。提出者、常陸太田市議会議員深谷秀峰。賛成者、常陸太田市議会議員福地正文、同じく高木将、同じく川又照雄、同じく木村郁郎、同じく藤田謙二。

提案理由、国会及び政府においては、婚姻制度や家族のあり方に極めて重大な影響を及ぼす選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正を行わないよう意見書をもって要望するものである。

次のページに参りまして、選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書(案)。

今日、選択的夫婦別姓に関する国民世論は分かれており、国民的合意には至っていません。また、3世代同居の減少など家庭を取り巻く環境が変化し、離婚の増加、児童虐待と家族のきずなが希薄になっており、これらを憂える立場から伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強く

あります。

本来、民法は家族を保護するための基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護していくものであります。しかし、選択的夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、ひいては離婚が容易にできる社会の形成につながる事が懸念されます。のみならず、親子別姓や場合によっては兄弟別姓をもたすこともあり、子どもの心に取り返しのつかない傷を与えることになりかねません。子どもに与える影響をかんがみれば、我が国の将来に大きな禍根を残すことになるかと危惧するものであります。

家庭の重要性が叫ばれる今日、むしろ必要なのは社会と国家の基本単位である家族の一体感の再認識であり、家族のきずなを強化する施策ではないでしょうか。一部の働く女性から旧姓使用を求める声もありますが、これについては民法を改正する必要はなく、各分野の運用面での対応等で現実的方策による解決を図るべきであります。

以上の内容を踏まえ、国会及び政府に婚姻制度や家族のあり方に極めて重大な影響を及ぼす選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成22年9月22日、常陸太田市議会。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣あてとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第7号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） 議員提案第7号選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書の提出について、この件につきましては、先ほど出されました請願、選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書の提出についてという中で、私の反対の討論を行っておりますので、その内容については同じです。

ただ特に、私も繰り返しますけれども、この民法改正案は、希望すれば結婚後も夫婦別姓を認めるという、あくまでも「選択制」であり、夫婦同姓にしたい人まで別姓を強要しているものではないということです。法律で夫婦同姓を強制すること自体、私は世界の流れに逆行しているのではないかと、このことを再度意見を述べまして、この意見書（案）の提出には反対をいたします。

議長（茅根猛君） 以上で討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。

議員提案第7号選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正に反対を求める意見書の提出については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（茅根猛君） 起立多数であります。よって、議員提案第7号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま議員提案第8号子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第8号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第8号

議長（茅根猛君） 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

議長（茅根猛君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。9番深谷秀峰君。

〔9番 深谷秀峰君登壇〕

9番（深谷秀峰君） 議員提案第8号について、配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第8号子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成22年9月22日提出。提出者、常陸太田市議会議員深谷秀峰。賛成者、常陸太田市議会議員福地正文、同じく高木将、同じく川又照雄、同じく山口恒男、同じく木村郁郎、同じく藤田謙二。

提案理由、政府においては、子宮頸がん予防ワクチン接種及び予防健診の実施の推進並びに子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備を実施するよう意見書をもって要望するものである。

次ページで、子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書（案）。

HPV（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、予防できる唯一のがんと言われています。年間約1万5,000人が新たに罹患し、約3,500人が亡くなっていると推計されていますが、近年若年化傾向にあり、死亡率も高くなっています。結婚前、妊娠前の罹患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれています。子宮頸がんの予防対策としては、予防ワクチンを接種すること及び予防健診、細胞診HPV検査によって、HPV感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが挙げられます。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認、発売開始となり、ワクチン接種が可能になりました。費用が高額なため、一部の自治体ではワクチン接種への公費助成を行っていますが、居住地により接種機会に格差が生じることのないよう国の取り組みが望まれます。予防健診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく受診機会を均てん化すべきです。よって、政府におかれましては、子宮頸がんワクチン接種と予防健診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識していただき、以下の項目について実施していただくよう強く要望します。

記。

1つ、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進。

予防効果の高い特定年齢層への一斉接種及び国による接種費用の全部補助。 特定年齢層以外についても一部補助の実施。 居住地域を問わない接種機会の均てん化。 ワクチンの安定供給確保及び新型ワクチンの開発に関する研究。

1つ、子宮頸がん予防健診、細胞診HPV検査の実施の推進。

特に必要な年齢を対象にした健診については、国による全部補助。 従来から行われている子宮頸がん健診を予防健診にまで拡大。 居住地域を問わない受診機会の均てん化。

1つ、子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成22年9月22日、常陸太田市議会。提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣あてとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（茅根猛君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（茅根猛君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第8号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（茅根猛君） これより討論を行います。  
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（茅根猛君） 採決いたします。  
お諮りいたします。

議員提案第8号子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（茅根猛君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第8号については、原案可決することに決しました。

議長（茅根猛君） 以上をもって、今期定例会の議事は、すべて議了いたしました。  
閉会に先立ち、市長のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成22年第4回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、9月7日から本日まで16日間の会期でございました。その間、報告案件、議案、さらには人事案件を含めまして、合計36件につきましてご審議をいただきました。全案件につきまして、原案のとおり承認、可決、認定、同意をいただき、まことにありがとうございます。議員の皆様のご慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から感謝を申し上げます。

審議の過程におきましては、議案はもとより市政全般にわたるご意見やご要望、ご提言をいただきました。それぞれの趣旨につきましては十分配慮いたしまして、取り組んでまいりたいと存じます。

次に、議員の皆様にあらかじめご了承いただきたいことが1件ございます。現在裁判中の高貫町地内の市道に係る土地境界確定等請求事件につきまして、原告の訴えどおりの判決となりました場合には、境界が現在の市道内になりますので、市道としての機能を失い、近隣住民の生活と防災において大きな支障を来すこととなります。このため、市道の土地所有権を求める訴訟につきましては、議会を招集する時間的余裕がないことが見込まれますことから、専決処分によって処置させていただきたいと存じます。

最後になりますが、朝夕はめっきり涼しくなりましたが、議員の皆様には健康にご留意され、

ますますのご活躍をお祈り申し上げますとともに、市政の進展とその円滑な運営のため、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 今期定例会は、9月7日から本日まで16日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重にご審議を賜り、議事運営にご協力をくださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成22年第4回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員